

第7回『日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議』議事録

開催日時: 令和4年12月13日(火)

10時00分～12時00分

〔出席者〕

(委員) 西原座長、伊東座長代理、大日向委員、加藤委員、神吉委員、川口委員、佐々木委員、田尻委員、西村委員、浜田委員、札幌委員、前田委員、山口委員、鈴木委員(石坂委員代理)

(文化庁) 圓入国語課長、中村地域日本語教育推進室長、堀国語課長補佐、増田日本語教育調査官、松井日本語教育調査官 他

(文部科学省) 高等教育局 下岡留学生交流室長 他

※西原座長及び事務局は、文部科学省 5F 6 会議室にて参加。

〔配布資料〕

【資料1】 「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」(素案)

【参考資料】 日本語教育関係参考データ集

○西原座長:

定刻になりましたので、第7回日本語教育の質の維持向上の仕組みに関する有識者会議を開催します。事務局より委員の御出席状況と本日の資料確認をお願いします。

○中村地域日本語教育推進室長:

本日は全員御出席と承っておりますが、神吉委員が遅れて参加となります。

○西原座長:

本日の議事に入ります。今回はこれまでの議論のまとめとして、「日本語教育の質の維持向上の仕組みについて(報告)」の素案を御検討いただきます。資料1について、今回は報告の素案という形で、これまでいただいた御意見を踏まえて修正されたものをお手元にお届けしております。全体を通じて御議論いただければと思います。前回からの修正箇所について、事務局より説明をお願いします。

○圓入国語課長:

資料1をもとに御説明させていただきます。素案ということで表記を付けさせていただきます、次のページに目次で、これまで御議論いただいた検討事項の柱を書いております。次のページが「はじめ

に」という赤字になっています。今回の有識者会議の位置付け、「検討」という言葉がたくさん出ており、検討する主体は誰かという御意見が前回ありましたが、「今後、この方向性にに基づき、国において具体的に検討していく」ということで、今後の方向性の検討は国という主語を入れました。ただ、以前から御説明しておりますように、実際の認定基準などについては、専門的な知見をいただきながら、文化審議会であらためて御議論いただくことを想定しておりますので、そのことにつきましては、御承知おきください。

2ページから3ページの前半部分は、特に修正はありません。前回後日いただいた御意見の中に、これは法務省告示校になりますが、原則入国時には、「日本語教育の参照枠」で A1レベル相当の学習歴を求められた上で、在留資格認定証明書の交付がなされております。それについては、学習歴といいますが、習得レベルに達していない状況も多くみられるという御指摘をいただきました。それをもって今後どうするかというのは、後段の日本語教育機関の認定の教育内容のところで触れさせていただくということで、最初に課題を指摘しています。

5ページの赤字は、後日委員の先生から御意見いただきました。日本語教師の処遇について、現状厳しい状況であり、参考資料のデータ集につけておりましたが、そこもきちんと触れたほうがよいという御指摘でしたので、こちらに記載しました。年間収入や、非常勤の雇用単価が非常に低いというデータを出しておりますが、そういったことに触れさせていただきました。

6ページから7ページにかけて、全体の質の維持向上を図るための仕組みの方向性を、大きくまとめています。6ページには、日本語教師が適切に評価され処遇されることが必要だということも、あらためてここで触れさせていただきました。7ページは、前回神吉委員から御指摘いただきましたが、今回の大きな制度を機に、その基盤となる養成や研修、関係省庁の連携による制度活用という施策を、全体についてまとめていただいておりますが、これを着実に実施することが必要だと考えています。また、改善につなげるためには、エビデンスベースの PDCA サイクルを促進することが必要であり、それぞれ「留学」、「就労」、「生活」の特性や事業内容を踏まえた定性的な事例等を含む様々なエビデンスを収集・整理し、関係機関の課題を的確に把握・分析した評価を行い、改善・充実につなげるということで、今回の制度だけではなく、制度を進める取組の PDCA サイクルという御指摘ということで、まとめて書きました。

8、9ページも後日御意見をいただいたところで、機関の継続的な質の保証・改善のところでは、定期的な実地調査。これは毎年という趣旨ではないかと思いますが、御意見いただいたので追加しました。9ページ、日本語教師の資格の仕組みですが、下から2つ目の○に赤字で書いております。専門的な知識及び技能を有する登録日本語教員になられた後の話ですが、認定日本語教育機関で活躍する場以外にも、小中学校の児童生徒、難民への指導、海外での活躍への期待も書いておりますが、登録日本語教員として基礎となる資質・能力を身につけた上で、各分野において活動を希望する者に対する研修ということで、養成と研修という流れの絵を出しておりますが、そこを追加しました。

12 ページ、教育課程に関する評価で、授業内容・方法、授業日数だけではなく、成績判定の方法や修了認定の方法も追加をしたほうが良いという御意見をいただいております。13 ページは具体

的な評価の観点のあり方ということで、より丁寧に書く必要があるという箇所を、何箇所か修正しております。○の2つ目、教育内容・方法等に関する評価ですが、ポツの2つ目、留学類型については、「日本語教育の参照枠」B2レベル相当以上を到達目標とするということを明記しました。4つ目のポツ、基本的には教育課程の概形的な評価ですが、修業期間や授業時数も規定していくということですが、新しい制度においては、留学生を受け入れることになりましても、教育上の観点から新しい方向性が必要ではないかという御指摘を何度もいただいております。

その中の1つとして、評価制度については、標準的な日本語教育の質の確保は前提にしつつも、到達目標に必要な学習時間を確保した上で、専門教育との円滑な接続を目的とした教育内容を設定する教育課程のあり方や、中には、「日本語教育の参照枠」でいくと、C1レベル相当を求められて提供されるコースも、社会的にはニーズがあるということで、こういったものどのように評価していくのかという例示も加えております。社会のニーズに応じて、特色のある日本語教育の普及を目的とした機関の評価の仕組みについて検討ということで、いくつかの例示を加えました。

次のポツですが、留学生については教育内容・方法等ということで、これまでも在留管理上の評価ということでは、入管庁で運用されているところですが、今後は教育上の観点での評価ということで、両方の観点からきちんと受入体制も整備され、適切かつ確実な運用を行う機関であることを前提にと書いております。前は優良校と書いておりましたが、何を求めるのかということでいくと、大前提として適切かつ確実な運用をしていただける機関であれば、先程の課題のところでも御指摘させていただきましたゼロレベルからの教育課程の受入の可能性ということや、非漢字圏からの留学生が増加しているということで、教育上の観点からもう少し実態や課題を把握した上で、修業期間、もしかすると在留期間も関係するのではということで御意見いただいておりますので、方向性について検討すると書いております。今、法務省告示校では2年という数字ですが、それをもう少し長くといったときに、ゼロレベルから入れた場合、高度人材でC1レベル相当までの到達目標を設定した際に、さまざまなケースを想定して御意見をいただいていたかと思いますが、それをどこまで見ていくのかということでは、もう少し実態や課題を把握させていただいたほうが良いのではないかと御意見ということでまとめております。

16 ページ、大学留学生別科も対象にということは、以前から少し触れておりましたが、今回文部科学省で行った調査の暫定版ということでいただいたものがあり、調査結果の概要を参考データ集の26 ページに掲載しております。全ての大学から御回答をいただいたわけではありませんが、留学生別科を設置する大学数、募集停止中のものを除いて、日本語予備教育を行うものということで、今回の数字で今稼働しているものは、右下の42という数字でいただいております。2番目に、日本語等予備教育別科等に係る参照基準ということで、ガイドラインを今年8月に文科省から提示があり、それに沿って運用をされていると伺っております。こちらについては、法務省告示校とは別の、大学組織の一部としてこれまで在留管理がなされてきたということですが、様々な課題があったということで、このようなガイドラインをまとめられて運用が始まったということです。

3番目は別科の実態ですが、入学資格として求める日本語能力の水準で一番多かったのがN5以上、A1以上、22と半分近くある。その他、N4以上、N3以上、N2以上と多様な習得レベルの設

定をされているということでした。また日本語教員の組織ということで、専務・兼任教員、非常勤の方ということでも調査いただきましたが、69、66 という数字で、その他非常勤 354 ということで、多くの方が非常勤のコースで御指導にあたっていただいている状況かと思えます。

4番目、留学生別科の特性ですが、現在進学のための予備教育ということで行う別科のほか、海外大学との協定を結んで招致する交換留学生の一時的な受入という別科もあると伺っております。その別科と異なる別科という点において、性質が異なる両者を一律に扱うのは難しいのではないかと、どのようにとらまえて検討するかということの特性をまとめています。その他、入学資格として求める日本語習得レベルの要件が多様で、N4以上を対象とするものが、相当数まだあるのではないかと、ということでした。別科につきましては、大学内の一組織ということで、施設設備や教員組織についても、大学の正規課程と共用されることが多いということ。建物としては分校や別地ということで、別の建物で使用されているケースもありますので、その辺りをどう評価していくのかということも御指摘があるかと思っております。

こういった状況ですので、資料1の 16 ページでは、赤字でこれまでの経緯と今回の調査結果の特性に触れながら、下から2つ目の○ですが、今後、認定日本語教育機関の「留学」類型の枠組みを基本としつつ、ガイドラインに関する取組がまだ始まったところということもあり、さらなる現状把握もしながら、①一定の体系性と修業期間を有する課程、②日本語に通じない外国人が我が国において必要な日本語を理解し、使用する能力を習得させるための日本語教育を目的とした教育課程を置く組織という意味では、認定機関の対象とする方向で、具体的に基準を検討するというところで、対象とするということを明確に書かせていただきました。その際、日本語教育を担当する高度かつ専門的な教員として、別科コースのマネジメントを行っている方や、学部・研究科に在籍しながら、例えば専門日本語といった形で御指導にあられる兼任教員がいらっしゃるということも伺っております。ただ、直接学生の基本的な日本語教育にあたる方々も多くいらっしゃるということですので、そういった方々については、登録日本語教員を配置していただき、ただし、留学生別科の特性も踏まえた検討を行うということで、引き続き、実態の把握をしながら検討を行うというたたき台を御用意しております。

17 ページは「就労」「生活」類型への対応です。教育内容・方法等の2つ目の○ですが、これまでの「就労」「生活」の御議論も踏まえながら、今の実態にも即した形でより具体化していくという意味で、学習者の多様なニーズに対応するというのを、前回整理させていただきました。対面のみならず、メディア授業を行うということも触れながら、技能別プログラムを含めて段階的に習得レベルを上げて学ぶ。こちらについては、多くの地方自治体の皆様、就労関係でヒアリングを行い、御意見をお伺いしたときに、まず優先順位としてどの技能から行くか。聞いて話すというところのニーズが高いということはお伺いしますが、「生活」「就労」の現場においても、読んだり書いたりすることも重要な技能ですので、必要なニーズを把握して整理しながら、技能別プログラムも段階的に習得レベルを上げていくようなプログラムを形成していただくのが望ましいということ、御意見として触れさせていただいております。

その後、18、19、20 ページの前段までで、皆様の御意見をいただければと思います。

○西原座長：

ありがとうございます。20 ページ中ごろまで、素案の部分につきまして、この形でよろしいかどうか、さらに修正や、書き切れていないところがあれば、御指摘ください。

○田尻委員：

16 ページの別科の件です。担当は文部科学省の方、大学の中でやるのでしょうか、私が龍谷大学在職中には、別科の目的として進学と交流と、それが混在しているもの、という3種類があり、日本語能力のレベルもかなりぐちゃぐちゃでした。大学にそのまま任せると、教員の資格は大学の中で決めていくこととなりますので、日本語教育の1つの施設と考えたときには、先程課長が仰ったように、登録日本語教員を含めて、教師の資格をちゃんと見ておかないといけないと思います。こちらの報告書で書けるかどうか分からないですが、別科については、例えば進学する方については、「しっかりした教員の資格が望ましい」ぐらいのことでしょうか。こうすべきというのは言い過ぎでしょうが、望ましいぐらいは言ってもいいと思います。

○西原座長：

16 ページに5つの○がございます。先生が今仰ったことを書き入れるとすれば、どの○になりますか。

○田尻委員：

3つ目、非常勤が7割というところがありますから、その辺りにより具体的にもう少し書いて、最低、進学型については、教員の資格、登録日本語教員などを考慮することが望ましいと書き加えておいたほうがよいように思います。要するに、他の施設と全部一緒になりますから、ここだけお目こぼしというわけにはいかないと思います。

○西原座長：

一番最後の○を見ていただきますと、そこに兼任教員のことや、直接日本語指導にあたる教員とか、登録日本語教員の配置ということが書いてありますが、ここ以上に詳しくということでしょうか。

○田尻委員：

直接学生の指導にあたる日本語の指導というので、これが別科の実態にうまく合っていないのかなど。問題点がするっと抜けちゃう気がする。実際、私が在籍していたときは、3つのパターンが別科にあるという前提で、学生の手数を調べていたが。

○西原座長：

3つというのは？

○田尻委員：

留学と交流と、それが混ざったもの。どちらにも入れないクラスを1つ作っている。例えばウクライナの学生が突然来たときに、どっちに入るのか。龍谷大学はウクライナ学生を別科で受け入れているので、それが進学するかどうか分からないときに、どこかのレベルで入れてしまうということが実際にありますので、ここで言うとするれば、留学生の指導というのではなく、進学にあたってはぐらい、もう少し具体的に言うておいたほうが、全体の流れが合うかなという程度です。

○西原座長：

ありがとうございます。

○浜田委員：

細かいところまで行き届いた修正を加えてくださりまして、益々内容が充実したこと、本当にありがたいと思っています。2点程お願いしたいと思います。まず1ページ目「はじめに」のところ、冒頭に日本語学習者のニーズの多様化ということが書かれていますが、今回の制度の充実の大元のところは、「共生社会の実現」が一番大きいポイントではないかと思っていますので、「はじめに」のところにも、ぜひそのキーワードを加えていただきたいです。もちろんその後の背景のところにも書かれていますが、最初のところですので強調して入れていただきたいというのが1点です。

もう1点は6ページです。一番下の○、処遇の改善について、前回出された意見に対応して書き加えてくださりまして、私も非常に勇気づけられたところですが、適切に評価され処遇されるということに関連するのは、養成研修の体制整備ということもありますが、むしろ専門性がきちんと見える化された、あるいは研修を重ねてキャリアアップをしていくということについても、きちんと履歴を取ったり、あるいはより専門的な資格はどういうものが必要かということが見えるようになったのが非常に大きいと考えています。可視化されることで、より処遇に結びつけられやすくなったというようなことだと思いますので、この辺りか他のところでも結構ですが、専門性を可視化できるシステムをつくるのが重要だというようなことを書き加えていただければありがたいです。

○西原座長：

文化庁の日本語教師キャリアアップの表の中に、専門的な分野に移る初任教師をさらに研修するということが書いてありますが、そういう過程をもう少しはっきりと示すという御意見でしょうか。

○浜田委員：

いえ、何が重要かということについて、きちんとしたシステムとして見えるように示すことが必要であると、それに対して、今回こういった制度をつくるという流れが分かるように。

○西原座長：

6ページの最後の○の部分について、もう少しきちんと書くということですね。

○大日向委員:

3ページ目の下の赤字部分の渡日前、在留資格認定云々のところですが、「習熟レベルが十分ではない事例がある」という書き方ですが、「習熟レベルにはばらつきがある」という書き方はいかがでしょうか。

○西原座長:

そこで評価してはいけないということですね。十分かどうかではないということですね。

○大日向委員:

はい。もう1つは入管庁が誤解する可能性があるので、気を付けないといけないと思いました。

○西原座長:

これは修正をするということで承りました。

○山口委員:

赤字のところではないですが、19 ページにある情報の公表、これは非常に重要なことだと思いますし、これを国が行うというのは大きなインパクトがあると思います。ただそれだけに、項目については注意しなければならないと思ひまして、別紙の4ページになりますでしょうか、日本語教育機関の情報の公表に関する方向性、イメージがございます。定期報告の公表の部分ですが、一番上に入学者数、在籍者数、修了者数、中退者数がございます。中退者というのは、全課程を修了せずに学校を去った者が中退者になると思ひますが、実はこの書き方は、語学教育機関としては必ずしも合わないのではないかと思ひます。

語学教育機関の場合、課程を修了することが一番重要なのではなくて、学習者が自分の望む次のステージに行けるかどうかということですから、途中であっても、例えば就職をした、大学等に入学できたという学校を去っていきます。この場合、厳密には中退者になると思ひますが、中退者数が多いというのは、この数字だけが独立して出てしまうと、この学校は問題があるのではないかという見られ方をする。修了者数、中退者数のところについては、注釈を入れるか、あるいは全体をどういうふうを考えるか。または修了者数にはこういうものが含まれるというような注を入れるかしくはなくてはならない、大学や専修学校のような情報公開だけではなくて、日本語教育機関の特徴に合った形にすべきだと思ひます。そのことが、日本語教育機関の信頼性を得ることになると思ひます。

○西原座長:

山口委員は以前にもこのことについて、御意見を言ってくくださったと記憶しておりますが、確かに途中で入学目的が達成された場合は中退する。その中退が、実は成功しなかったので去るという意味ではない場合が非常に多いということですよ。

○山口委員：

そうです。

○圓入国語課長：

今御指摘いただいたことにつきましては、例えば定期報告の際に工夫をしていただけるようなものにするということで、整理したいと思います。中退者と一括りにするのではなくて、そのうちの何人は修了を早めにするぐらいの習得レベルに達していて、就職をしたり、進学をする。そういうことを御報告の中でしていただけるような工夫を、検討ができればと思いますので、それが分かるような形で注を入れさせていただきます。

○西原座長：

むしろ学校としては、それは誇るべきことですよ。

○山口委員：

そうです。

○西原座長：

伊東委員、お願いします。

○伊東委員：

2点あります。まず小中学校における外国人児童生徒のことですが、9ページに言及されていますが、今後、小中高校も含めて、特別の教育課程がいよいよ本格的に制度化されることを踏まえ、ここで指導する日本語教師が登録日本語教員という形で、制度に食い込まれるような形で記述していただけるといいかなと思いました。特別の教育課程は、教員免許を持った人が中心になりますけれども、それ以外の日本語教育となると、これまでは一般的な教育経験のある人ですが、ここに登録日本語教員という職務を位置付けることが望ましいのではないかと思います。御検討いただけたらと思います。高校も含めてです。

○圓入国語課長：

9ページは小中学校になっておりましたので、高等学校も入れるように修正いたします。29 ページ以降、制度の活用促進にも記述しておりますので、また後程御説明させていただきます。

○伊東委員：

もう1点は、16 ページの大学留学生別科の評価ですが、今、大学の日本語教育は非常に組織が複雑になっているという印象があります。国立大学の場合、特に参考資料の 26 ページ、大学の留学生別科についての設置状況を見ると、留学生別科を設置している大学数、国公立はゼロとな

っていますが、恐らく国立大学は別科という名前を使っていなくて、昔は留学生センターという名前でした。ところが、組織改編等で国際センターなどという形で、日本人の送り出しや受け入れも含めて、留学生センターではなく、国際センターが担うようになってきたということで、従来の受け入れの留学生センターのような、留学生に対する日本語教育を行う組織としての位置付けが曖昧になってきているかと思います。従って、大学の日本語教育は正規課程で行う場合もあるし、非正規、要するに単位として認めない場合もある。しかしながら、予備教育というところと、交換留学で単位を出すというところで、非常に複雑になっているので、今後の検討としては、大学の留学生別科と一括りにするのではなく、大学の日本語教育課程についてという、もう少し大きい括りが必要になってくるのではないかと、今日あらためて感じた次第です。

教員に関しても、登録日本語教員という場合も、どこで教えるかによっても違いますし、大学は設置基準等の絡みもありますので非常に難しいですが、正規課程と非正規課程で分けて考える必要があるかなと思いました。国立大学でいうと、国費留学生で来る研究留学生や教員研修留学生がいるわけで、日本語教育をやっていないことはあり得ないので、どこがやっているかというのが、この参考資料の 26 ページではちょっと見にくくなっていると思いました。今後の検討課題にはなりませんが、気付いた点を申し上げました。

○西原座長：

先生が仰った大学における予備教育という文言ですが、別科に換えて、大学における予備教育にしたほうが、ニュアンスとしてはよろしいでしょうか。

○伊東委員：

予備教育課程もあれば、交換留学生で単位を出す日本語教育もです。

○西原座長：

3つあると田尻委員が仰ったことですね。

○伊東委員：

そうです。そこをどう整理するか、そこを分かるようにしないと、大学がブラックホールになりやすいかなと思います。

○圓入国語課長：

今御指摘いただいたこと、今回暫定版として調査結果をお出しいただいたので、8月に提示されたガイドラインの取組も進む中で、さらに現状の課題など把握した上で整理検討していくということを、下から2つ目の○に書かせていただきました。これで足りないということであれば、加筆させていただきたいと思います。

○伊東委員：

これでいいとは思いますが、一言申し上げた次第です。

○西原座長：

事務局の検討課題として、さらにこういうこともあるだろうということですね。では、加藤委員。

○加藤委員：

2点あります。1点目は3ページ目、先程大日向委員が150時間のところで触れられた御意見に私は全く賛成です。その上で申し上げますと、ゼロレベルという人たちが、制度的に150時間していなければならないとなっていますが、今議論されている教育機関の観点から見た場合、優良とされた機関に関しては、質が保証されているというところで、ゼロレベルの学生も入学可能であるとこれは今までも議論されてきたと思いますが、その文言を入れてほしいととも思いました。というのも、あるときから150時間であるとか、A1レベル相当が入学要件であるとか出てきましたが、もともと日本語教育機関はゼロレベルの人から入れる学校であったということです。それから、2年以上の在籍という話をここでもされていますが、どこでもそれに対応する学校になるという意味ではなくて、今回問題のある学校が線を引かれることが1つの大きな目標になっていますので、もう1つ、きちんとしているところは、そういう措置、つまり2年以上の在籍可能という議論を進めて、それが報告書に書かれればいいなと思いました。

○西原座長：

「現在の日本語教育については、次のような課題が指摘されている」というところで、課題としてそれが挙げられているわけですが、それをさらに修正したらよろしいでしょうか。

○加藤委員：

現状として今は150時間となっていますので、現状の課題としてはこれで、ばらつきがあるという言葉になることでいいと思います。

○西原座長：

分かりました。

○加藤委員：

2つ目は、先程田尻委員と伊東委員が仰った部分ですが、日本語教育機関として海外で学生募集をしているときに、留学生別科というのは、全く私たちと同じ並びで学生募集がされているというのが、仰った進学にかかる部分と、予備教育の部分だと思いましたが、学習者の視点に立ったときには、同じように教育の質が担保されなければならないと思うので、先程田尻委員は登録日本語教員であることが望ましいと、やわらかい形で仰ってくださったんですが、学習者の視点から見ると、

そこは同じようにきちんとした教育が施されるべきだというような言い方で書いていただきたいと思いました。

○圓入国語課長：

16 ページの赤字の最後の○のところで、きちんとした教育が施されるようにという趣旨を踏まえているつもりではありますが、もう少し表現を適切に書いたほうが良いという御意見があれば、御指摘いただければと思います。暫定的な調査結果で、実際にどういった方が直接の日本語教育の指導にあたっていらっしゃるかとこのところは、もう少しヒアリング含め、実態の把握に努めた上で検討させていただきたいと思いますが、ポイントとしては、「登録日本語教員を配置することなど」と書かせていただきましたので、もう少し工夫したほうが良いということがあれば、御意見いただければと思います。

○西原座長：

登録日本語教員がどのようなところで働くかということが1つの焦点で、現状というのは確かに書き出したらいくらでも書けるということですが、登録日本語教員の活躍の場ということに主たる焦点があるという部分は、そういうことで進めさせていただけたらと思います。前田委員、お願いします。

○前田委員：

別科の件で、16 ページ3つ目の○、2つ目の中黒です。2行目に専務・兼任教員とありますが、専務教員というのがここにしか出てこないと思います。これは資料に出ているのがそのまま使われていると思うのですが、別科が非常に複雑な状況にあるというのは分かるのですが、唐突に専務・兼任教員と出てくるのが分かりにくいと感じました。また、その後ろにある資料から、7割、3割という数字が、非常勤が7割はいいのですが、専務・兼担任せると 135 人で、それが3割なのであって、教授・准教授が61名なのが3割のように見えてしまいます。多分少ないという趣旨かと思いますが、書き方を工夫しないといけないと感じました。

○西原座長：

データの解釈について、データそのものということですね、いかがでしょうか。

○圓入国語課長：

御指摘ありがとうございます。文部科学省と相談して、分かりやすいように修正させていただきます。

○西原座長：

では、西村委員。

○西村委員：

3点あります。1点目は12ページ、認定基準の基本的な構造の3つ目の○ですが、成績判定や修了認定についての記載が追加されました。確かに今後非常に大きい検討課題だと感じております。「日本語教育の参照枠」、Can do を、教育内容にどう反映させていくかというのが、1つの課題として教育現場では奮闘しているところですが、それに伴って評価をどうするのかというのは非常に難しい部分もあって、さらにそれを成績評価という形で表現しようとする、今までのABCみたいなもので単純にはできないだろうなと思います。大事なポイントだと思いますので、文化庁さんには好事例を発掘して共有できるような形にさせていただくと、各教育機関が今後成績判定の工夫につながられるのではないかと思いますので、記述というよりは、そのような形でバックアップいただければと思います。

○西原座長：

文言の修正ではなく、今後の検討課題としてここを充実させるようにという御指摘でよろしいでしょうか。

○西村委員：

そのとおりです。2点目ですが13ページ、具体的な認定基準の教育内容・方法に関する評価の4つ目で、特色ある日本語教育の普及を目的とした機関の評価という仕組みの例として、専門教育との円滑な接続を目的として教育内容を設定する教育課程と記載されております。この件が記載されたこと、率直にうれしく思っております。専門教育とスムーズにつながる日本語教育というのは、学習者にとっても魅力的ですし有益だと思いますので、学習者の日本語学習の動機づけという面でも向上が期待できますので、こういった部分を文字化することによって取り組んでいく機関も増えていくと思います。現在、文化庁の委託事業としてオンライン実証授業が行われていますが、そちらの中でも専門教育の橋渡し教育の試みの事例があり、可能性が示唆されているところです。今後このような取組についても前向きに評価していただいて、業界全体でこういうものが現実になっていくように取り組んでいければと思います。半分感想と、これに関しては、文化庁の方々にバックアップいただければと思います。

3点目は、先程山口委員が仰っていた中退の件ですが、全く同感ですので、中退というネガティブなイメージが払しょくされるような工夫をしていただければと思います。以上です。

○西原座長：

佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員：

赤字のところではないですが、読みやすさの点から1点言わせていただきます。4ページに地域における日本語教育の課題が挙がっていますが、本当に大切なところだと思いますが、3つ目のポ

ツ、教育プログラムの策定やボランティアの指導等にあたる専門人材の不足、確保の方向性が困難な状況。「方向性が困難」というのは、はっきりしないと思いました。確保が困難な状況、あるいは確保のシステムの未構築と書き換えたほうが分かりやすいのではないかと感じました。

次の行ですが、多様なニーズに対応するための専門性を有する日本語教育機関との具体的連携の方向性、また「方向性」が出てきますが、ここはバシッと弱さと書いてはどうでしょうか。

○西原座長：

方向性が弱いと言えるのでしょうか。

○佐々木委員：

具体的連携の弱さです。

○西原座長：

分かりました。

○佐々木委員：

それから、「財政支援が十分ではない」。不十分なことは皆さん御存じですよね。「財政支援の不十分さ」と入れてはどうかと思いました。

○西原座長：

財政支援がどこから来るのかというのは、入れなくていいですか。国から自治体への。

○佐々木委員：

そのようにした方がいいかもしれません。もう1つは、専門人材等の養成制度、研修制度の不十分さ。

○西原座長：

地域における？

○佐々木委員：

地域の問題です。もう1つポツを増やしていただけないかなと思います。文化庁をはじめとして、一生懸命やってくださっているのはよく分かりますが、やはり不十分だと思いますので、入れていただいたほうがいいというのが私の意見です。

○西原座長：

検討させていただきます。

○佐々木委員:

もう1点、10 ページの一番下、「その他、虚偽の情報提供がなされるなど何らかの課題が認められ必要な場合には」というところですが、「認められ必要な場合には」というのが、まわりくどいかなど。認められる場合には何らかの措置が必要だと思いますので、「認められる場合には」にできないでしょうか。それからその後ろ、「段階的な是正措置を講じることができることとする」、この主語がよく分かりません。国が講じるのでしょうか。認められる場合には、国が求めることができるのでしょうか。その辺明確にしていただけませんか。

○西原座長:

国が講じるということで。

○佐々木委員:

分かりました。

○西原座長:

浜松市、お願いします。

○鈴木委員(石坂委員代理):

様々な生活レベルの配慮をいただいて、ありがとうございます。ほぼ完ぺきかなと感じていますが、唯一 18 ページの下から3つ目の○、「生活」類型の検討にあたっては、地域のボランティア等が運営する日本語教室によって多様な学習機会が提供されることを言及いただいており、非常に重要でありたいことですが、その後のフレーズで、制度化を進めることが地域の個々の日本語教室の自主性・主体性に基づく活動を縛ることがないとなつていますが、自治体の肌感覚でいいますと、縛るところではなくて、共同してやっていくということと、地域ボランティア等の活動団体の特徴は、その国籍なら国籍の何々人協会という、外国人を支えるコミュニティーがあり、そのコミュニティーは日本語を学習する上で非常に大きなインセンティブになっています。肌感覚で外国人の生活者の方が日本語の学習を進めていくのは非常に大変でして、そのモチベーションを保つためには、同胞のコミュニティーの方々の支えがあると、学習がよりよく進む場合がありますので、本市、学習センターも備えて先駆的にやってはおりますが、当然地域のボランティア団体をパートナーとして捉えやっておりますので、こうした活動を縛るというよりも生かすということや、組み込んでいとか、前向きな表現にしていいただければと思います。以上です。

○西原座長:

つい最近、文化庁長官表彰の対象者が発表されて、その中に浜松市のベトナム人協会のトランバン ミンさんも入っておりました。浜松のベトナム人協会は、難民のことを扱う方々から、浜松からは問題があがってこない、ベトナム人協会が全て解決してくれるからという声もあるぐらいで、鈴木

委員が仰ったように、きちんと活躍している外国人協会もあるのだということを踏まえておっしゃっているのだと思いました。

○札幌委員：

内容的なことをお尋ねします。12 ページの3つ目の○、教育課程に関する評価、黒ボツ2つ目、「日本語教育の参照枠と関連づけた日本語教育の教育課程の習得レベルなど」というのは、うちの初中級というのは、A2レベルです、B1レベルですということを、各機関がそれなりの判断をもって、何か証拠を出せばいいということを求めているのでしょうか。

○西原座長：

12 ページは日本語教育機関の認定制度ですので、「日本語教育機関として認定する場合に」ということは全部付いてる話だと思いますが、その上でこれが不明確という御意見ですね？

○札幌委員：

私の勝手な解釈では、うちの初中級コース、ここにある3カ月のこの部分では A2レベルの学習をします、B1レベルの学習をしますということを、何か言うということなののでしょうか。それとも、今後は初級、中級という言葉を使うよりは、A1、A2、B1、B2という表現で工数設定をしてほしいというメッセージも含んでいるのでしょうか。

○西原座長：

教育課程を評価する場合に対象とする事柄が書いてあるわけですが、「私たちは実はこれをやっているのだ」ということを、ここで言うのでしょうか。

○圓入国語課長：

まず認定基準の基本的な構造なので、全てを網羅して書いているところではなくて、13 ページ以降に日本語教育参照枠の習得レベルは、留学であれば B2レベル以上と書かせていただいております、「生活」、「就労」は B1レベル相当と書いていますが、13 ページで赤字で修正していますが、学習者にとって到達目標ということで示されているのであれば、12 ページのボツの最初にありますように、授業内容や方法、授業時数といったところと関連づけて、それが達成するものであるかという評価をしていただくのかなということで書かせていただきました。

今回の有識者会議でも何度か他の先生から御指摘いただきましたが、今後学習者の方々にとって、国際通用性も含めて、どのような習得レベルで学べるのかということ情報を発信していくという意味では、日本語教育の参照枠の習得レベルというものを目安として御提示をいただくという前提で、議論をさせていただいていたということで、そこを簡潔に書き過ぎているのかもしれませんが、12 ページは基本的な構造というところでしたので、より簡潔に書かせていただきました。

○札幌委員：

分かりました。ということは、習得レベルという言葉が、このコースではどこを到達目標とするかという、その意味の習得レベルということなんです。私はプロセスの中で、このコースは何クラスというように、1つのコースの中の細かい初中級などというのを見てしまっていたのですが、ここで言う習得レベルというのは、最終的な到達目標を指しているわけですね。

○圓入国語課長：

いったん評価いただく部分と、各教育機関でどのようにお示しされるかというところは、もう少し御議論いただく必要があるかと思いますが、少なくとも認定をさせていただくときの評価につきましては、日本語教育機関に置く教育課程の単位で、どのような到達目標を設定して教育内容を御提示いただくかということの評価していただくというように理解しております。それを分かりやすさという意味で、初級や中級をどうするかというところまで、今回確かなにはっきりしていない部分はあるかと思いますが、少なくとも留学生、就労者、生活者という意味では、「日本語教育の参照枠」をもとに、学習者の目線で、これからは教育課程のあり方という意味で御提示をいただくということで、今回の議論をいただいたと認識しておりました。

○札幌委員：

私は習得レベルという言葉のイメージが、異なった捉え方をさせていただいて、ここは到達目標を明示しておきなさいということを行っていると考えればいいわけですね？

○西原座長：

その枠組みで考えて明示してくださいということですね。

○札幌委員：

分かりました。別の意味で言葉の意味を捉えていました。

○西原座長：

誤解があったということは、誤解する人がいるという話ですから、それは考えなければいけないことですね。神吉委員、お願いします。

○神吉委員：

私も確認不足でしたが、11 ページの一番下の○、「認定基準を満たせば設置者の種別や機関の施設種別は問わずに認定を受けられる制度とする」とありますが、以前は認定制度の対象となるのは、もっぱら日本語教育を行う機関であるという言い方をしていたと思いますが、さかのぼってみると第4回の資料から、生活、就労に関しては、「専ら」という言葉が付かない形で、この範囲が書かれていました。そのこと自体が議論された記憶が、私はないのですが、認定機関の対象となる機関

は、もっぱら日本語教育を行う機関ではなくて、生活、就労に関しては、そうではない機関も含めて対象にするということになるのでしょうか。

○西原座長：

今、浜松市から御説明がありましたが、浜松市は専ら日本語教育をやっている機関ではないです。専ら日本語教育をする機関と考えると、国際交流協会でもなく、その中の日本語教室になりませよ。そういうふうを考えるのかどうなのかということが、議論されなかったという話ですか。

○神吉委員：

はい。私は記憶になかったので。

○圓入国語課長：

8ページの最初の認定の目的のところ、認定は教育機関でということではありますが、専ら日本語教育を行うという意味での、教育課程を適切かつ確実に実施する日本語教育機関ということですので、教育機関を認定はしますが、教育課程をとらまえて今回評価していただくということです。法務省告示校だけではなく、「就労」や「生活」でも公益法人の皆様や、日本語教育を行う教育課程を、この趣旨に沿って置いていただけるようなところで、手を上げていただく場合も対象となり得るというふうに整理をさせていただいたところです。11 ページのところは分かりづらいということであれば、ここにも丁寧に書かせていただければと思います。

○神吉委員：

今のことは分かりました。その上で、留学は専ら日本語教育をやるところに限定する。「就労」と「生活」はそうではないという仕組みになるということですか。

○圓入国語課長：

「就労」や「生活」も、専ら日本語教育を行う教育課程を置く、適切かつ確実に教育課程を置く日本語教育機関ということですので、もしかすると先程座長からお話がありましたように、国際交流団体の中で色々な生活支援をやっているところもあろうかと思えます。専ら日本語教育を行う生活者のコースもあれば、例えば公益法人の皆様の中でも、企業とのマッチングをやりながらも日本語教育を適切かつ確実に行っていただく、例えば B1以上のプログラムを置いてらっしゃるところも、日本語教育機関として手を上げていただけるようなイメージで今回まとめております。

○神吉委員：

逆に留学は、そういうことが入る余地はないという理解でいいですか。専ら日本語教育をやっているところではない教育機関が、留学の認定機関として認定される可能性はあるのでしょうか。

○西原座長：

法務省、入管庁がやっている機関認定というのは、教育の内容よりは建て付けに注目しているように思いますが、今回この制度のもとに新たに発足する認定は、建て付けよりは教育内容が重点化するので、留学についても、留学生に対して教育内容をきちんと持って行っている団体であれば、それが例えばボランティア団体であったとしても、申請をして検定の対象にはなるということですね。

○神吉委員：

そういうことでよろしいでしょうか。つまり、そういう課程を持っていれば、今の法務省告示校みたいな、留学の在留資格を得られるかどうかということには関わらず、そういう課程を持っているところは、留学の認定機関になれる可能性があるということでしょうか。

○圓入国語課長：

「留学」と「生活」、「就労」を分けて整理をさせていただいた方がいいかと思いますが、「留学」につきましても、従来の在留資格との関係で、入管法に基づく審査も受けていただきながら、在留資格を与えられるような仕組みということで、後ろの方に書いてありますが、文部科学省と法務省の関係は、連携や協議という形で継続していきたいと考えております。神吉委員が仰ったような在留資格とは関係なく、留学のコースを置くということは、今のところ想定はしておりません。ただ、「生活」と「就労」については、在留資格には現段階では関連付けをしていくところまでは制度設計ができていない状況で、在留資格との関係なく、ただ教育課程として生活や就労のプログラムにふさわしいものを置いていただく機関という意味では、必ずしも今提供されているところだけではなくて、公益法人や株式会社立の方々ももちろん入ってこれられると思いますし、国際交流協会でも申請いただけるというようなことは想定しております。「生活」の方でも書いておりますが、生活者プログラムにつきましても、場合によっては地方自治体で単独で出される場合もあれば、地方自治体と他の関係機関が連携する形態で出していただけるということも記載させていただいております。

○西原座長：

例えば今立ち上がっているウクライナからの留学生を支える会のような団体は、留学生というカテゴリーには入らないことになるのでしょうか。

○圓入国語課長：

その団体が実際に日本語教育のプログラムを提供されている団体であって、例えば留学生という資格と関係する形で設置されているということではあり得ますが、今のところ、全て留学生の在留資格に沿った形で、ウクライナの方を対象にした日本語教育プログラムで、B2相当以上ということでは恐らく提供されていなくて、大学や日本語学校の皆様に受け入れていただく、そのほとんどが現時点では、在留資格が特定活動という形になっている状況かと思われます。

○神吉委員：

機関ではなくて、課程に対して認定を出すということは間違いないですか。

○圓入国語課長：

課程を置く機関に対して認定を出すことになります。

○神吉委員：

置く機関ですよ。ということは、在留資格「留学」を持っている人を対象にした課程を置いていけば、今の告示校のような仕組みではないところでも、認定機関になれるのですかというのが私の質問です。例えば塾が留学生のためのコースを持っています。でも在留資格「留学」を付与できる資格を持っている機関ではない。そういうところも、認定機関留学を取れるのでしょうか。

○圓入国語課長：

今仰っていただいた事例を、私どもが把握していなくて申し訳ないのですが、その塾で在留資格とは紐づいてないけれども、留学生を受け入れているコースのプログラムの内容が、留学のためのものなのか、大学進学ということなのか、それとも生活者として、もしくは就労、ビジネス関係のコースなのかということもあろうかと思しますので、「留学」、「生活」、「就労」というところでの教育内容を踏まえた形での評価ということでは、その中に留学生がいたとしても、生活者コースだったりすることはあり得るかと思えます。

○神吉委員：

大学進学のための塾がいっぱいありますよね。在留資格自体は告示校で取って、実質的にそこに通っている留学生はとてたくさんいると思いますが、そういうところも、そういう課程を置いていけば、申請すれば認定機関になるのでしょうかというところが、一番私が聞きたいところです。

○西原座長：

実態調査のエビデンスがまだないので対応しかねるという事務局の姿勢だと思いますが、先生が仰るように、例えば塾があったとして、その塾のある部分が、留学生を支援する日本語教育ということであった場合には、留学というカテゴリーでこの制度の中で申請できるのかということですよ？

○神吉委員：

はい。

○西原座長：

その答えはすぐには出せないですよ。

○圓入国語課長:

実態も教えていただきながらかと思いますが、今のところ報告書では、在留資格「留学」と紐づくような形での留学という類型を想定しておりますので、神吉委員が仰っている在留資格「留学」をすでに別途持ちながら、大学院進学することを求めて、さらに日本語教育を受けてらっしゃるケースがあるという理解でよろしいでしょうか。

○神吉委員:

はい。

○圓入国語課長:

在籍のほうがすでに認められて、何か組織に所属されているということで、在留資格「留学」を持っていらっしゃるということかと思いますが、さらにまた留学で認めるということとは、また別のお話かと思いますが。

○西原座長:

今の報告書の範囲では、そこまでは具体的には触れられないということかと思いますが。前田委員、そのことに関して何か御意見でしょうか。

○前田委員:

機関認定とプログラム認定を総合してやるということが難しいと感じています。まずはプログラムがきちんとあることが重要で、そのプログラムを維持するための機関としては、今後もプログラムを安定的に運営できる機関であるということが恐らく重要なのだらうと思います。今の段階での検討で、プログラムの認定としての部分と、機関としての認定の部分、それをどのように組み立てるのかということが重要になってくると感じました。

○西原座長:

今の告示校が、どちらかというとも機関認定が重要ということで認定されてきたのに対して、今回発足する新しいプログラムは、プログラム認定というのが確かに重要ですが、そちらだけかという、そんなことはないですね。その割合というのも、新しく立ち上がる組織が詳細に決めるということでしょうが、前田委員としては両方が大切だという御意見でよろしいでしょうか。

○前田委員:

まずはプログラムですが、それを支えるだけの土台があるかという視点から、機関が大事だという順番。どちらも大事だということだと思います。

○西原座長：

ありがとうございます。では、20 ページから 28 ページの4に入るところまでの間で、御意見をいただければと思います。

○圓入国語課長：

24 ページは委員の皆様から御意見いただいた教壇実習ですが、地方公共団体が主催する地域の日本語教室のコースにつきましては、補足を入れました。普段から地方公共団体と関係団体などで、生活者のための日本語教育を実施しているということですが、養成機関とパートナーシップを普段から形成して、将来的には地域の生活・就労支援を支える人材の養成・確保につながる可能性を視野において対応するべきではないかということで、また評価のあり方も別途審議会で検討していただきたいということで書きました。

28 ページの4番手前、講習についてももう少し具体的に加筆していただきたいということでしたので、例示を加えるとともに、方法についても、例えば一部オンラインの方法も検討するという事も書きました。

○西原座長：

28 ページのところは、A から F までのルートのうち、すでに日本語教師として仕事をしていらっしゃる方の経過措置の部分ですか。

○圓入国語課長：

ここはほとんど変わっておりません。

○西原座長：

ありがとうございます。試験がどうあるべきかと、教育実習がどうあるべきかということが主たる内容になっており、修正部分は今の2カ所だけでしたが、それ以外にこの部分について御意見があればどうぞ。

○浜田委員：

細かいところになりますが、23 ページの教育実習の内容です。前回の修正で、オンラインでの実習についても積極的に進めていく方向で修正がされていますが、オンラインというのは色々あり、双方向なのか、オンデマンドなのかということもあると思いますが、例えばオンデマンド型でやった教育実習まで認めるのかどうかというところは、私自身としては迷いがあるところです。教育実習の内容については、今後文化審議会のほうで御議論をいただくということですが、そういったことを少し懸念しているということをお知りおきいただければと思います。

○西原座長：

文言の修正意見ではないけれども、オンラインという言葉が持つ多義性にも配慮すべきだという御意見でしょうか。

○浜田委員：

はい。

○西原座長：

教育実習がどうあるべきだということ、さらに文化審議会等で御議論いただくときの留意点として、これを考えておくべきだということによろしいでしょうか。ありがとうございます。その他、御意見ございますか。では、最後のところ、30 ページまでの御説明をお願いします。

○圓入国語課長：

28 ページ4番ですが、今後質が保証された認定機関ということで、情報発信を行うということですが、国内外で戦略的に展開する方策ということも検討すべきではないかという御意見をいただきましたので、加筆しました。

29 ページ(2)新たな制度の活用促進、下のポツ、先程伊東委員からも御指摘がありました外国人児童生徒の日本語教育支援につきましては、地方公共団体と日本語教育機関の連携により、具体的に例示を入れて、どのような取組をすべきかが分かるように加筆をという御意見をいただいておりますので、小中高等学校における特別な教育課程や、夜間中学の補習やティームティーチングなどにおいて日本語指導として活用できるようなということで、加筆しました。修正点は以上です。

○西原座長：

30 ページに至るところまで、この報告書が今は素案ですが、これが決定稿となっていく過程で、何か留意すべきことはございますか。田尻委員、お願いします。

○田尻委員：

大変しっかり書かれていたのでありがたいですが、29 ページ最後の段落の外国人児童生徒の日本語教育をどこでやるのかということもありますが、現状では免許状を持たないかぎり教壇に立ってなくなっていますので、登録日本語教員がここに関わっていくためのなんらかの枠組みを将来的に考えなくてはいけないだろうと思います。ここに書けというのではないですが、もう少し積極的に利用してほしいぐらいは書いてほしい気がします。免許状については、いろんな免許状があるから何かできないかなというのと、夜間中学の補習と書いてありますが、補習だけではなくて夜間中学の授業全体にも関わるかもしれませんので、夜間中学も含めて、一時期言われた就学というグループと登録日本語教員の関わりということも、大変大事な問題ですので、もうちょっと書いていただいて

もいいのかなどという個人的な希望を申し上げておきます。

○西原座長：

伊東委員、先程の御意見に何か加えることがございますか。

○伊東委員：

私はこの文言を読んだときに、これでキーワードは入っていると思いました。小中高等学校における特別な教育課程の仕組みを読んでもらうと、教員免許がなくても、日本語教育の専門家であれば、教員免許を持った主任と一緒に対応できるというふうに理解できますので、この文言で私はいいかなどと思いました。

○西原座長：

浜田委員、このことについていかがでしょうか。

○浜田委員：

細かいことになりますが、2行目の大学等において教職課程を修了した者は、現在も担当が可能ですので、ここにあって入れる必要はないかなと思っています。現状ということで、文言の修正ではなく情報提供させていただくと、現在でもすでに文部科学省で、例えば日本語教師としての専門性を有するものを特別免許状とか、あるいは特別非常勤講師の形で、免許状を持っていないでも雇用する形についても、提案をさせていただいております。ただ現状としては、中々普及が進まないというところかと思っています。

○西原座長：

ありがとうございます。最後の部分について、何かさらに御意見はございますか。西村委員、どうぞ。

○西村委員：

1点質問です。4. 新たな制度に必要な基盤整備の○の1つ目、「統一的なイメージをもって国内外で戦略的に展開する」と書かれていますが、ここでいう統一的なイメージは、どういったものなのかという素朴な疑問です。

○圓入国語課長：

これは別の委員の先生から後日いただいた御意見なのですが、各機関の情報がばらばらで、制度の活用でも書かせていただいておりますが、例えば留学生であれば、外務省の在外公館で発信するときに、ある日本語教育機関は非常に詳しくて、どのようなプログラムを提供されているか、習得レベルを明示してあってというのもあれば、そうではない学校もあるというふうにならないように、

基本的な情報は多言語で翻訳して、発信をしていくという統一的な形で、学習したい、留学したい方々、それから生活者、就労者でも学習したいという方々が必要だと思うような情報を記載したものを、分かりやすくアクセスしやすい形で発信していくというイメージだと受け止めておりました。前回御説明しましたように、多くの学校の先生や、今、留学してこられている方々に対して、どんな情報が必要かというアンケートを取らせていただいておりますので、そういったところを踏まえながら、システム構築なども含めて、検討させていただきたいと考えております。

○西原座長：

浜田委員、どうぞ。

○浜田委員：

別のポイントですが、29ページの上から2つ目の○です。処遇改善について加筆いただいたところですが、「養成課程修了者の処遇改善につながるよう、必要な専門人材としての日本語教師を確保することが重要である」となっていますが、処遇改善につながるよう確保するというのは、少し意図が伝わりにくいかと感じまして、むしろ、必要な専門人材としての日本語教師を確保するために処遇改善をしていただくことが大事なのではないかと感じました。適切な修正を加えていただければと思います。

○西原座長：

ありがとうございます。その他、いかがでしょうか。佐々木委員、どうぞ。

○佐々木委員：

先程一元的な情報提供のお話が出たと思います。これはとても大切なことで、このサイトの充実が、成功にもかかってくると思います。日本語教師のところに様々なことが書いてあり、一番下の行に「各教員の勤務状況や学びの軌跡の可視化」とあります。これは主に日本語教育に関する学びや勤務状況について述べていると思いますが、キャリア形成ということを考えますと、もう少し広い情報が必要だと思います。例えば、日本語学校で大学院受験コースを設けるときに、学位を持っていない先生をあてるのはおかしいわけですから、もっといろんな情報を、入れたい方は入れられるような充実した情報提供が必要だと思うので、「勤務状況、学位や各種免許等の学び、ビジネス経験等の軌跡」というように、ちょっと広げた感じの情報を、入れたい方は入れられる形にはいかがでしょうか。御検討ください。

○西原座長：

あとで事務局からもお話があると思いますが、ここまでで素案ができたとして、それが意見募集の対象に今週末から意見募集になるようです。ここまでの私ども有識者会議は責任を持って原稿にし、それをひと月間の意見募集の対象とするということですので、これで私たち、責任を持って出せま

すでしょうかというのが最後の質問です。加藤委員、どうぞ。

○加藤委員：

全部を振り返っての確認が1点と合計2つあります。1つは、留学、就労、生活とずっと言われていますが、就労が指すものが、高度人材と特定技能などのいわゆる就労者と両方のパターンがあるということです。あるところでは特定技能に寄ったイメージで書かれているなど思うところと、現実的には高度人材だけを教えているところ。例えば私たちのような教育機関で輩出する人たちは、基本的に技人国の人たちが多いので、そういうところで、今回の就労という言葉が指すものは何かという定義はあったほうが良いと思っています。

もう1つですが、別紙というので試験実施体制というのがありますが、これはその後でお話が出ますでしょうか。そこも含めてお話ししてもよろしいでしょうか。

○西原座長：

どうぞ。

○加藤委員：

これは大きい話ですが、今回必須になる試験について、この試験が何者で、どこがどういう形でするかということが語られないままに今日まで来ていると思います。経過措置としての現職者云々ということだけではなくて、何よりもこれから新しい仕組みの中で日本語教育に従事する人たちが、どういった試験で測られて、どういった形で登録日本語教員になっていくのかということにおいて非常に重要なので、これは来年度に移る話になるのだと思いますが、皆さんとても心配しているし、私もここがどうなるのかを知りたいと思っていますところでは。

○西原座長：

試験に関しては、かなり詳しく書いてあると思いますが。

○加藤委員：

それは分かりますが、はっきり言うと、合格率がどのようになるのか、どこがどういう主権になるのか、あと現行の検定試験があるわけで、その辺りのことが皆さん知りたいことではないかと。

○西原座長：

法案が通った後に、新しくできる組織が3つあると思います。1つは、試験がどうあるべきかを決める組織、もう1つは教育実習がどうあるべきかを決める。三つ目は、適正な機関の認定です。それぞれのカテゴリーについてどんなものなのかということが、この報告書の後に決まっていくということですね。そうすると、この報告書の後で決まりますよと書いておくという話でしょうか。

○加藤委員：

いえ、今のような先生のお言葉を念のために確認しておきたかったというのに近いと思います。そういったことがちゃんと後に控えているのだということを、再認識したいという意味です。

○西原座長：

読んだ人にも再認識してもらいたいということでしょうか。

○加藤委員：

そうです。そこで非常に不安に思うと思うので、これから後にちゃんとそれが控えているのだということを、今の段階で明確にしておくことで、そこでの混乱も少ないかなという意味合いでした。

○西原座長：

川口委員、何か御意見がございますか。

○川口委員：

ほとんど皆さんの御意見に賛成ですが、私は今回の素案の最初のまとめに、PDCA サイクルをちゃんと回すということが書かれたのは、非常に良かったと思っています。

まず、今日の山口先生のお話で出てきた中退者数。中退者数を単に数字だけで出すのは、あまり意味がないですね。座長もおっしゃったように、十分達成したから途中でやめたという人もいます。私は専門学校や専門職大学院の評価をやっていますので、確かに中退者は結構出てきます。数字を見るだけではなくて、内容を調べてもらっています。「十分達成したから途中で辞めた」、これはむしろポジティブに評価すべきですので、単に数字だけではなくて、内容をちゃんと調べることによって、これは意味があるのではないかと考えています。

それからこの認定は、基本はプログラム認定ですね。ただし、プログラムの認定はきちんとしますが、機関がどのように関与しているか、これは必要だと思いますので、そういう考えでいくべきではないかと思いました。

最後の点、アメリカの某大学の人事にコメントを欲しいと言われて、コメントをしたことがあります。対象の方から送ってこられたレポートを見て、私は大変感激しました。ティーチングポートフォリオと専門的にいいですが、自分はどのような学生を迎え入れて、どういうふうに育てて修了させたかということが、克明に書いてあります。それで私は高い評価をしましたが、これからは単に何人卒業したとか、何人中退したとかではなく、これからは入学者が非常にバラエティーに富んできますから、留学もあるし、生活に関係するところもあるでしょうし、留学する学生も多様になってきますから、入学する前にどういう状態のものをこれだけ育てましたと、そういうことを社会に示すことがこれから非常に重要ではないかと考えます。以上です。

○西原座長：

ありがとうございます。佐々木委員。

○佐々木委員：

小さなポイントですが、26 ページに自己点検評価、第三者評価の実施体制とあります。実習について述べているところですが、指定日本語教師養成課程を有する機関は、当該機関における教育課程、教員組織うんぬんで、結果を公表することと結ばれています。つまり、自己点検評価の実施と公表のみに言及していますが、実際、確実な運営を行う教育機関では、実習の適切性の判断に第三者評価を入れていることがあります。そういうことから考えますと、自己点検評価、公表について述べた後に、「また第三者評価の実施を検討する」、あるいは「第三者評価の実施検討も視野に入れる」と入れていただいたほうがいいのではないかと思います。以上です。

○西原座長：

ありがとうございます。先程も申し上げましたが、この報告書が書かれた後に、実習について立ち上がって、それを制定する組織が詳細を決めることで、自己評価だけにするのではなくて、第三者評価もあるのかということは、その組織が決めることではありますが、佐々木委員としては、第三者評価もあり得るということを、この段階でも書いておくべきだということでしょうか。

○佐々木委員：

はい。

○西原座長：

文脈として適切かどうか、少し検討させていただきます。前田委員、どうぞ。

○前田委員：

佐々木委員が仰った第三者評価というのは、大学独自にそれぞれが自己点検評価の中のプロセスでやる外部評価ではなく、制度としての第三者評価制度という意味でしょうか。

○佐々木委員：

私が例に挙げた確実な運営を行う教育機関は、外部の第三者評価を取り入れている例です。ただ内部で評価する場合にも、第三者の意見を聞くという形でもあり得ると思います。

○前田委員：

文部科学省は第三者評価というのを、認証評価制度を導入するときに、認証評価機関をイメージして使っているのが文科省の方で、どのようにこの用語をお使いになっているかによっては、佐々木委員の御意見と、事務局の使い方が違うのではないかと思います。確認をさせていただきます。

たいです。

○西原座長：

この一連の法律が通って、施行段階になり、教育実習に関して認定する機関が立ち上がったときに、第三者または学校以外のところ、実習教育機関以外のところで評価をする。そのことを今、事務局のほうで、ここに入れておくべきなのか、それとも実習機関を認定する機関が、そのことを仕事とするのかというところがまだちょっと分からない段階で、あまり第三者ということを入れてしまうことに対する危惧というのが、前田委員がお示しくださったところではないかと思うので、含めて検討させていただきます。

○圓入国語課長：

教育実習も指定養成機関もそうですが、今仰ったのが大学や大学院で行われている指定養成機関の中で教育実習をやっている場合だと、前田委員が御指摘いただいたように、認証評価ということで、すでにある第三者評価ということと、そうではない外部の専門的な視点が必要かということは、もう少し検討させていただいたほうがよいかと思っております。例えば教育実習の場合も、定期報告という形でのフォローアップもありますので、機関にとってはかなりの負担と思っております。評価者の確保を、実際に今の段階でどのようにしていくのかという、色々な観点を総合的に専門的に御検討いただく必要があるかと思っておりますので、審議会に続けて少し整理をさせていただいて御検討いただきたいと考えました。

○前田委員：

そうであるとすると、ここは自己評価のことしか書かれていないですね。タイトルが自己点検評価、第三者評価の実施体制とあります。

○圓入国語課長：

第三者評価については引き続き検討ということで、加筆修正させていただきます。

○前田委員：

そうでないと、第三者評価の意味を、いわゆる大学が自分でやる外部評価と、第三者評価システムというふうに捉える方といろいろ出てくる気がしますので。ごだわりまして、失礼しました。

○西原座長：

神吉委員は、このことについてでしょうか。

○神吉委員：

別件です。パブリックにこれでという話がありましたので、その観点からですが、この報告書の中

身について意見をもらいたいというのが、私は委員として感じているところですが、先程加藤委員のお話にもあったとおり、多くの方はこれがいつからどう始まるのかというところに非常に興味を持っているので、その辺の質問ばかり来るのではないかという気がします。可能な範囲で、今後の審議の経緯というか、どんなふうこれが今後決まっていくのかというのを、別紙でも少し補足で出してはどうと思いますが、いかがでしょうか。

○西原座長：

意見募集をお願いしますという文言の中にあとでそれを。

○圓入国語課長：

この意見募集は12月16日からという予定にさせていただいておりますが、その時点で書ける範囲でということになるかと思いますが、今のところ、1ページの「はじめに」で、少しでも今後国において検討する、審議会についても触れさせていただいておりますので、ここにもう少し加筆という意味合いでしょうか。

○神吉委員：

いや、報告書自体じゃなくて、審議の流れみたいなものはありますか。

○西原座長：

意見募集をお願いするときに、これをどういうふうに使って、どういう展望で事が進むかということが、お願いの文章の中に書いているらしいということが見えてきたんですけど。

○圓入国語課長：

意見募集をホームページで出すときには、これは報告素案ではなくて案になると思いますが、案について検討させていただくと。意見募集で御意見いただいたものは、最終的な1月の、もう一度会議を開かせていただくときには、多くの意見募集の中でいただいた御意見を踏まえて、必要なところを修正して最終的な報告をまとめるということが分かるようにはしたいと思っています。その上で、いずれ専門的には文化審議会などで検討していただくということで、「はじめに」に書かせていただいていたのですが、もう少し書いたほうがよろしいでしょうか。

○神吉委員：

私がよく聞かれるのは、「これって法律ができるんですか」「国会に通るんですか」ということを多くの人は気にしているので、それがどこまで書けるのか分かりませんが、手続きとして、確実にここは経ていくんだよねというものがもし決まっているのであれば、それは明確にしたほうが、読み手としては安心する部分ではないかと思いました。ただ決まってないことは書けないので。

○西原座長：

冒頭に「国が検討することがたくさんある」ということが書かれていますが、国が検討するべきことの中に、今おっしゃったようなことがあるけれど、ただ、どんな法案であっても、国会をいつ通すのかというのは、役人の人たちは書けないですよ？

○神吉委員：

分かります。こんな順番でいくんですよということが分かればいいのかというのが私の意見ですが、後は御検討ください。

○西原座長：

書ける範囲、言える範囲のことで、展望があったほうがいいという御意見ですよ。ありがとうございます。時間になりましたので、今の御説明も含めて、事務局から御連絡があると思いますので、よろしく願います。

○中村地域日本語教育推進室長：

事務局です。本日いただきました議論を踏まえて、資料1の報告書素案を修正して、意見募集を行う予定としております。期間は1カ月程度を予定しております。次回会議では意見募集の結果を踏まえて、修正を行った報告書案につきまして御議論いただきたく存じます。次回の会議は1月25日水曜日を予定しております。以上です。

○西原座長：

ありがとうございました。傍聴していらっしゃる方もそうですが、委員のお知り合いの方にも、ぜひ意見募集に反応していただいて、積極的な御意見をお寄せください。では、時間となりましたので、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。